

第10回規制改革会議
創業・IT等ワーキング・グループ

厚生労働省 提出資料
平成25年10月10日

移動販売車の食品衛生法の営業許可について

食品衛生法 第51条

〔営業施設の基準〕

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(略)であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

1. 対象業種

- 食品衛生法施行令第35条において、34業種を指定
- このうち一般に移動販売車に関して許可が必要になるのは、次の3業種
 - 乳類販売業(直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料(保存性のある容器に入れ、摂氏115度以上で15分間以上加熱殺菌したものを除く。)又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。)
 - 食肉販売業
 - 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び次号に該当する営業を除く。)



したがって、移動販売車で上記3品目を販売する場合、営業許可が必要になるが、地方自治法に基づき、都道府県等の条例において、更に業種を追加することができる。

例) A自治体: 食料品等販売業

B自治体: そうざい販売業及び弁当類販売業

2. 施設基準

- 都道府県が施設基準を定めるに当り、その参考とすべく国からガイドラインを通知
(自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について(昭和42年3月3日付け環乳第5016号))
- 都道府県では、地域の実情に応じて、施設基準を条例で規定(自治事務)

営業許可の申請書の様式について

食品衛生法第52条

〔営業の許可〕

第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

厚生労働省令(食品衛生法施行規則第67条)

(営業許可の申請要領)

申請書の記載事項

- 申請者の住所等
- 営業所所在地
- 営業所の名称、屋号又は商号
- 営業の種類
- 営業設備の大要
- 営業設備の構造を記載した図面(添付書類)



営業許可の申請書の様式

「営業許可の申請書等について」(平成7年9月27日付け衛食発第176号・衛乳第186号・衛化第115号)にて、許可に係る申請書の一般的な様式を示し、様式の統一について通知

営業許可手続の円滑化についてのこれまでの取組

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)

○食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用

○飲食店営業の許可申請書の様式統一と事務処理の標準化



都道府県等に対し、必要に応じ適切な対応を要請(技術的助言)
(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号)

複数の地域をまたがる事業者に係る営業許可手続関係

移動販売等が円滑に実施できるよう、複数の地域にまたがって営業を行う事業者について、既に近隣の都道府県等の営業許可を取得している場合には、営業許可手続きの簡素化が図られるよう努めること。

営業許可申請書の様式関係

「営業許可の申請書等について」(平成7年9月27日付け衛食発第176号・衛乳第186号・衛化第115号)の申請書の統一について、再度、統一を要請

今後の対応方針

移動販売車の営業許可の申請書等の様式統一についての検討

○課題

申請書の様式については、通知により一般的な申請様式を示し、統一のための周知を図っているが、本事務は自治事務であり、十分に普及していない可能性がある(※)。

※ 平成20年に実施した「規制改革推進のための3か年計画に係るアンケート」の結果、全自治体(130か所(当時))のうち、標準様式に準拠した営業許可申請書を作成・使用していたのは約30%(38か所)

○今後の方針

今般、特に移動販売の営業許可の申請書や添付書類の様式等の統一について要望があったことから、具体的な内容を把握した上で、今後必要な検討を行う。

移動販売車のガイドラインの見直しについての検討

○今後の方針

移動販売車のガイドラインについては、これまで特段要望がなかったが、具体的な要望の内容を把握した上で、検討したい。